

柏市小規模保育事業A型整備選定委員会設置運営要領

制定 平成28年 9月1日

施行 平成28年 9月1日

(目的)

第1条 この要領は、柏市小規模保育事業A型整備選定委員会の設置及び組織並びに運営に関し必要な事項を定めることにより、小規模保育事業A型の整備及び運営に係る事業者の公平かつ公正な選定を図り、もって本市の児童福祉の推進に資することを目的とする。

(設置)

第2条 小規模保育事業A型の整備及び運営に係る事業者（以下「事業者」という。）の公平かつ公正な選定を行うため、柏市小規模保育事業A型整備選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 選定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。ただし、こども部長が別に認めたときは、この限りでない。

(1) 小規模保育事業A型の公募又は募集（特定の者を対象に行う募集をいう。）に対して申込みをした事業者の2次審査に係る選定を行うこと。

(2) その他こども部長が必要と認める事項。

(組織)

第4条 選定委員会は、別表に掲げる委員のうちから、6人以内をもって組織する。

2 選定委員会に委員長を置き、こども部長が委員長となる。

3 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときその他委員長が別に定めるときは、別表に掲げる委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 選定委員会の会議は、前条第1項の規定により組織された委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席等)

第6条 選定委員会は、必要に応じて第4条第1項の規定により組織された委員以外の関係者に対し、出席を求めてその意見を聴くこと又は資料の提出を求めることができる。

(会議の運営等)

第7条 この要領で定めるもの及び次条の規定によりこども部長が別に定めるものを除くほか、選定委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が選定委員会に諮って定める。

2 選定委員会の庶務は、こども部保育運営課において処理する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、こども部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行し、改正後の柏市小規模保育事業A型整備選定委員会設置運営要領の規定は、令和3年4月1日から適用する。

別表（第4条第1項及び第4項関係）

- | | |
|---|----------------------------------|
| 1 | こども部長 |
| 2 | こども部次長（保育運営課長以外の課長を兼務している場合を除く。） |
| 3 | 保育運営課長 |
| 4 | 保育運営課専門監（保育士である者に限る。） |
| 5 | その他こども部長が必要と認める者 |